

議案第74号

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

本施設の観光振興拠点としての機能強化を図ることを目的に、管理運営に係る所管替えを行いたいため、この案を提出する。

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

年 月 日

勝山市長 山岸 正裕

勝山市条例第74号

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例(平成24年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 国史跡白山平泉寺旧境内をはじめとする平泉寺及び白山の歴史、自然及び文化に関することを展示紹介し、市民及び来訪者が平泉寺への理解を深めるとともに、文化財を活かした学習及び交流並びに<u>地域づくり</u>の拠点施設として、白山平泉寺歴史探遊館まほろばを設置する。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 白山平泉寺歴史探遊館まほろば(以下「まほろば」という。)に<u>必要な職員</u>を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 まほろばは、第1条の設置目的を達成するため、次のこと</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 国史跡白山平泉寺旧境内をはじめとする平泉寺及び白山の歴史、自然及び文化に関することを展示紹介し、市民及び来訪者が平泉寺への理解を深めるとともに、文化財を活かした学習及び交流並びに<u>地域づくりと観光振興を図るための拠点施設</u>として、白山平泉寺歴史探遊館まほろばを設置する。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 白山平泉寺歴史探遊館まほろば(以下「まほろば」という。)に<u>館長その他</u>必要な職員を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 まほろばは、第1条の設置目的を達成するため、次のこと</p>

を行う。

(1)～(3) (略)

(新設)

**(4)** 前3号に定めるもののほか、**教育委員会**が必要と認める業務に関すること。

(使用の許可)

第8条 まほろばの映像ホール、体験スペース、屋外広場又は付属設備(以下これらを「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ**教育委員会**の許可を受けなければならない。

2 **教育委員会**は、まほろばの管理上必要があると認めるときは、前項の使用に条件を付けることができる。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) **教育委員会**の許可を受けないで作品、物品等の販売、寄付金の募集、立て看板の掲示、その他これらに類する行為をしないこと。

(6) (略)

2 **教育委員会**は、使用者が前項の規定に違反したときは、第8条の許可を取り消すことができる。

3 (略)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、**教育委員会**が別に定める。

を行う。

(1)～(3) (略)

**(4) ミュージアムグッズ、土産物等の販売及び飲食物の提供に関すること。**

**(5)** 前各号に定めるもののほか、**市長**が必要と認める業務に関すること。

(使用の許可)

第8条 まほろばの映像ホール、体験スペース、屋外広場又は付属設備(以下これらを「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ**市長**の許可を受けなければならない。

2 **市長**は、まほろばの管理上必要があると認めるときは、前項の使用に条件を付けることができる。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) **市長**の許可を受けないで作品、物品等の販売、寄付金の募集、立て看板の掲示、その他これらに類する行為をしないこと。

(6) (略)

2 **市長**は、使用者が前項の規定に違反したときは、第8条の許可を取り消すことができる。

3 (略)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、**市長**が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。